

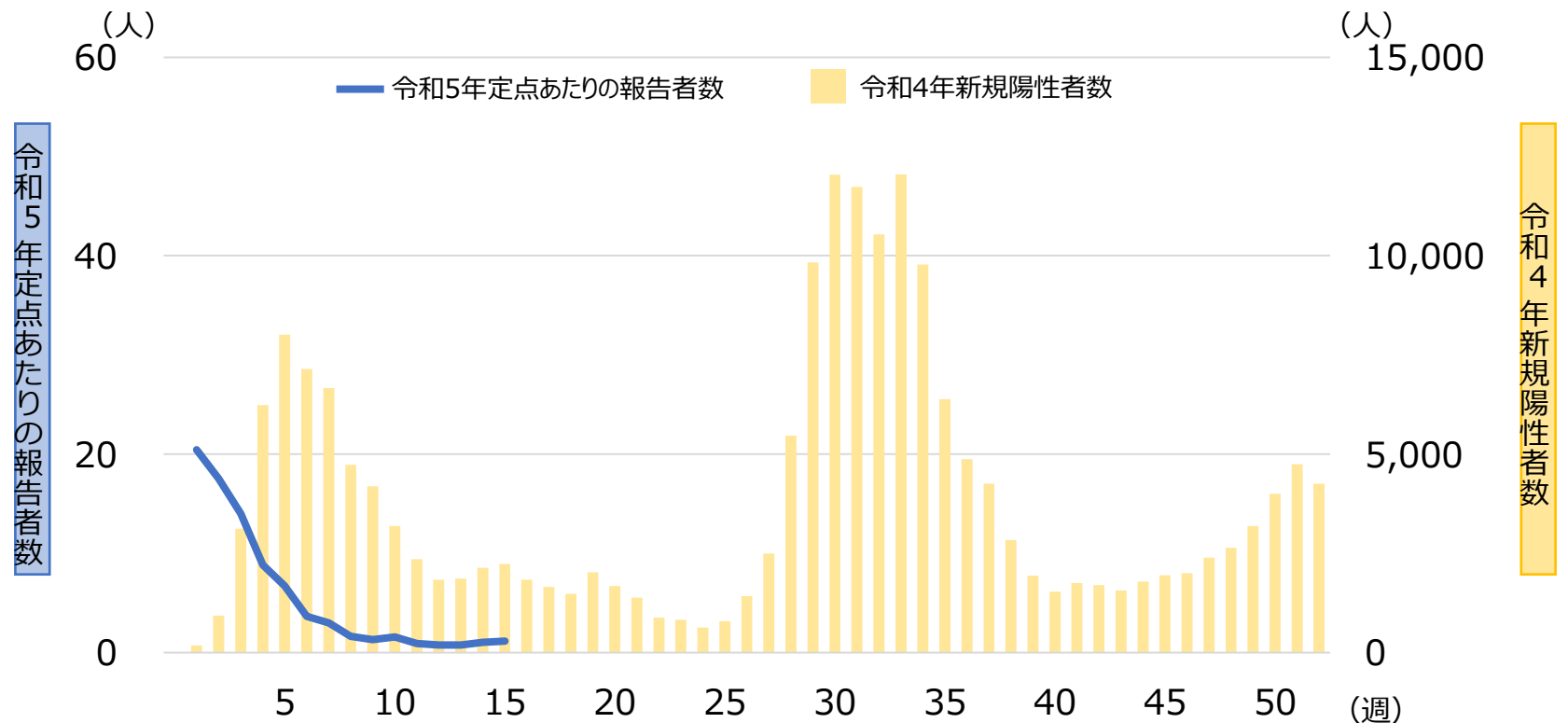
今後の感染動向の把握と体制について

5類移行後の感染動向の公表について

	5類移行後の国の方針	本市の対応
新規陽性者数の推移	定点把握とし、1週間ごとに公表	定点把握とし、1週間ごとに公表

新型コロナウイルス陽性者数（定点把握）の推移

令和5年	定点あたりの報告者数	前週比増減
第15週（4/11～4/17）	1.4	+0.2



新型コロナウイルス対策本部設置根拠

	国	府	市
緊急事態宣言発出時	特措法第15条	特措法第22条 (国の設置により 直ちに必置)	<ul style="list-style-type: none"> ・特措法第34条 ・堺市新型インフルエンザ等対策行動計画 ・堺市新型インフルエンザ等対策本部条例 <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">緊急事態宣言の解除に伴い特措法第37条に基づき廃止</div>
緊急事態宣言発出外	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">5類移行に伴い特措法第21条に基づき廃止</div>	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">政府対策本部の廃止に伴い特措法第25条に基づき遅滞なく廃止</div>	<p>【現在は任意設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理ガイドライン ・堺市新型コロナウイルス対策本部設置要綱

※特措法 = 新型インフルエンザ等対策特別措置法

新型コロナウイルス対策庁内連絡会議

現 行

名称	堺市新型コロナウイルス対策本部会議
設置目的	新型コロナウイルス対策について、庁内関係機関が相互に連絡調整を図り、総合的な対策を迅速に推進することを目的として令和2年1月28日に設置
構成員	市長、副市長、局長級で構成

5/7に堺市新型コロナウイルス対策本部会議を廃止し
5/8から堺市新型コロナウイルス対策庁内連絡会議を設置

5類移行後の体制

名称	堺市新型コロナウイルス対策庁内連絡会議
設置目的	新型コロナウイルスの感染状況を注視し、感染拡大等に速やかに対応することを目的として設置（当面の間）
所掌	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に関する情報（感染者数の定点動向など）収集及び感染動向把握 ・国・府などの対応状況の情報収集に関すること など
構成員	市長公室、危機管理室、総務局、健康福祉局、子ども青少年局、消防局、教育委員会の担当部長で構成。必要に応じて他局・部も招集 ※感染状況によっては、市長、副市長、局長級などで構成する会議なども開催。
開催方法など	感染動向の最新情報を随時共有し、定期的（月1回）に会議を招集。